

病児・病後児保育事業を 実施します

病児・病後児保育とは、入院を必要としない程度の病状で、病気が発症してから回復するまでの間家庭や集団生活での保育が困難な児童を一時的にお預かりする事業です。

保育場所 病児保育室ひまわり(北出病院内)

対象児童 次の①から③のすべてに該当する児童

- ①日高川町に在住し、生後9週目以降の0歳児から小学就学前の児童
※必要と認められる場合は、小学3年生まで対象になります。
- ②かかりつけ医等の診断により許可されている児童
- ③保護者の就労、疾病、冠婚葬祭等の社会的な理由により、家庭での保育が困難な児童

利用手続 事前に『病児保育室ひまわり』まで予約してください。
医師による病状の確認(医師連絡票)等の書類が必要です。
詳しくは「ひまわり」☎24-0144にお問い合わせください。

◆1日に保育できる児童は6人までです。

◆医師により受け入れが不可能と判断された場合は、利用できない場合があります。

利用料金 1日 2,000円(5時間以内の半日 1,000円) ※減免制度があります。

利用日時 平日 8:00~18:00(土・日・祝日、年末年始は除きます。)

予約・申し込み 病児保育室ひまわり ☎24-0144(利用の前日まで)



■お問合せ 住民課 ☎22-1701

日高川町福祉タクシー券の 交付をはじめます

高齢の方や障害のある方の外出を促進し、福祉の向上を図ることを目的とした福祉タクシー券の交付をはじめます。

枚数と金額 1枚500円 × 年間12枚(6,000円分)

※1回の乗車で何枚でも使用できます。(おつりはできません)

対象者

- ①町内に住所を有する在宅の方で、次の手帳の交付を受けている方
◆身体障害者手帳1級、2級 ◆療育手帳 ◆精神保健福祉手帳
- ②町内に住所を有する在宅の方で、自動車の運転免許証を取得していない満70歳以上の方のみで構成された世帯に属する方。または、自動車の運転免許証を取得していない満70歳以上の方と上記の手帳の交付を受けている方のみで構成された世帯に属する方。

手続き方法

交付を希望される方は印鑑と手帳(①の方のみ)をご持参のうえ、役場保健福祉課、または各支所に申請してください。

受付開始日

平成27年5月1日(金)



■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041 / 中津支所 ☎54-0321 / 美山支所 ☎56-0321